

## ◆スポーツ参加奨励助成（遠征費助成）事業 ～助成金交付までの流れ～

### 【申請】

- ① 参加奨励助成金交付に係る必要書類の提出 ※4月1日から翌年2月末日まで随時募集  
〔提出書類〕

- 1) 参加奨励助成金交付申請書（指定様式）
- 2) 収支予算書
- 3) 開催要項
- 4) 参加選手名簿
- 5) 支部（管内）大会の結果

※1団体につき年度内最大2大会まで申請可能です。対象となる大会が2大会以上ある場合は、各団体において申請する大会を精査し手続きを行ってください。

また、助成金の交付については当該年度の財団予算の範囲内で年度末に行います。

- ② 申請書の審査・審議
- ・助成対象の要件に合致しているかどうかの審査を行います。
  - ・助成金額については別表により算出します。

- ③ 申請団体へ通知文書の送付  
内定または不採択の通知文書を送付します。

〔財団からの送付書類〕

- 1) 内定通知または不採択通知
- 2) 参加奨励助成金報告書（内定の場合に添付）

- ④ 大会（遠征）実施

- ⑤ 終了報告  
大会終了後、2週間以内に下記の必要書類を提出。

〔提出書類〕

- 1) 参加奨励助成金報告書（指定様式）
- 2) 収支決算書（財団助成の科目を入れずに作成して下さい。）
- 3) その他（大会結果一覧・大会プログラム・記録写真等。）

### 【助成金の交付】

- ① 決定通知の送付  
2月末日の受付終了後、事務局から助成対象の団体へ、決定金額が記載された**参加奨励助成金請求書**（指定様式）を添付した決定通知を送付します。
- ② 財団へ請求書を提出する。  
通知を受け取りましたら、文書に記載の期日までに参加奨励助成金請求書を提出してください。期日までに提出されなかった場合、交付日が遅れる、助成が無くなるなど申請団体に不都合が生じる可能性がございますのでご注意ください。
- ③ 手続き完了後、通知に記載の助成金支出予定日に指定口座へ助成金が振り込まれます。